

財団法人山形市体育協会ホームページへの広告掲載について

掲載期間

- ・ 1ヶ月
 - ・ 3ヶ月
 - ・ 6ヶ月
 - ・ 12ヶ月
- (平成18年 8月より掲載予定)

申込受付期間

随時受け付けています。

バナー規格

- ・ サイズ 縦40ピクセル × 横140ピクセル
- ・ 画像形式 GIF形式またはJPEG形式
- ・ 内容 5KB以内

※画像は各自作成して下さい(完全データ入稿)。

広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

見 本 横140px 縦40px

料金

1枠につき

- ・ 1ヶ月 5,000円
- ・ 3ヶ月 12,500円
- ・ 6ヶ月 25,000円
- ・ 12ヶ月 50,000円

申し込み

申込書(ダウンロード)に記入の上、掲載希望バナー広告のデザインを添付して(財)山形市体育協会事務局に提出して下さい。(Eメールにてお送り下さい。 ※FAXでは受け付けません。)

制約

掲載できない広告を定めています。詳しくは、「財団法人山形市体育協会ホームページ有料広告掲載要綱」をご覧ください。

財団法人山形市体育協会公式ホームページ有料広告掲載要綱

広告掲載申込書(様式第1号)PDF形式

広告掲載申込書(様式第1号)WORD形式

財団法人山形市体育協会公式ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人山形市体育協会公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)政治性のあるもの
- (4)宗教性のあるもの
- (5)社会問題についての主義主張
- (6)個人又は法人の名刺広告
- (7)美観風致を害するおそれがあるもの
- (8)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9)前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと会長が認めるもの

(広告の枠数、掲載料及び規格)

第4条 掲載する広告の枠数、掲載料及び規格は、次の表のとおりとする。

枠数	最大 7枠
掲載料	1枠につき ・ 1ヶ月 5,000円 ・ 3ヶ月 12,500円 ・ 6ヶ月 25,000円 ・ 12ヶ月 50,000円
規格(1枠)	サイズ 縦40ピクセル × 横140ピクセル 形式 GIF又はJPEG

2 広告掲載料は、会長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告の掲載ページ)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月のいずれかの期間までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集(以下「募集」という。)は、ホームページにおいて行うものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 会長は、募集を行うにあたって、必要に応じ、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記様式第1号)により、会長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の規定による申し込みがあったときは、第3条の規程に基づき広告の内容、デザイン等(リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。)について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、その結果及び条件等を広告掲載希望者に通知する。

3 会長は、広告掲載希望者が第4条第1項に規定する広告枠数を超えたときは、抽選により広告主を決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(審査会)

第11条 第9条第1項の規程による広告内容等の審査を行うため、財団法人山形市体育協会ホームページ有料広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日まで広告原稿の提出がないとき。
- (3) リンク先の内容等が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと会長が認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により会長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は

当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料の額とする。

3 第1項の規程により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第15条 広告掲載期間内に、本協会の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が一日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかったときは、掲載出来なかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が一日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに会長に申し出るものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 5月23日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 財団法人山形市体育協会 会長 早坂 孝

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

財団法人山形市体育協会ホームページ広告掲載申込書

財団法人山形市体育協会公式ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みいたします。

1 掲載希望月 月 ～ 月 (1・3・6・12 ヶ月)

2 広告内容

3 広告(バナー)デザイン

4 バナーリンク先URL _____

別 記
様式第 2 号

年 月 日

様

財団法人山形市体育協会
会 長 早 坂 孝

財団法人山形市体育協会ホームページ広告掲載決定通知書

財団法人山形市体育協会ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

- 1 掲載の可否 掲載します ・ 掲載しません
- 2 広告掲載月 月 ～ 月
- 3 広告掲載料 _____ 円
- 4 掲載しない理由
- 5 留意事項